

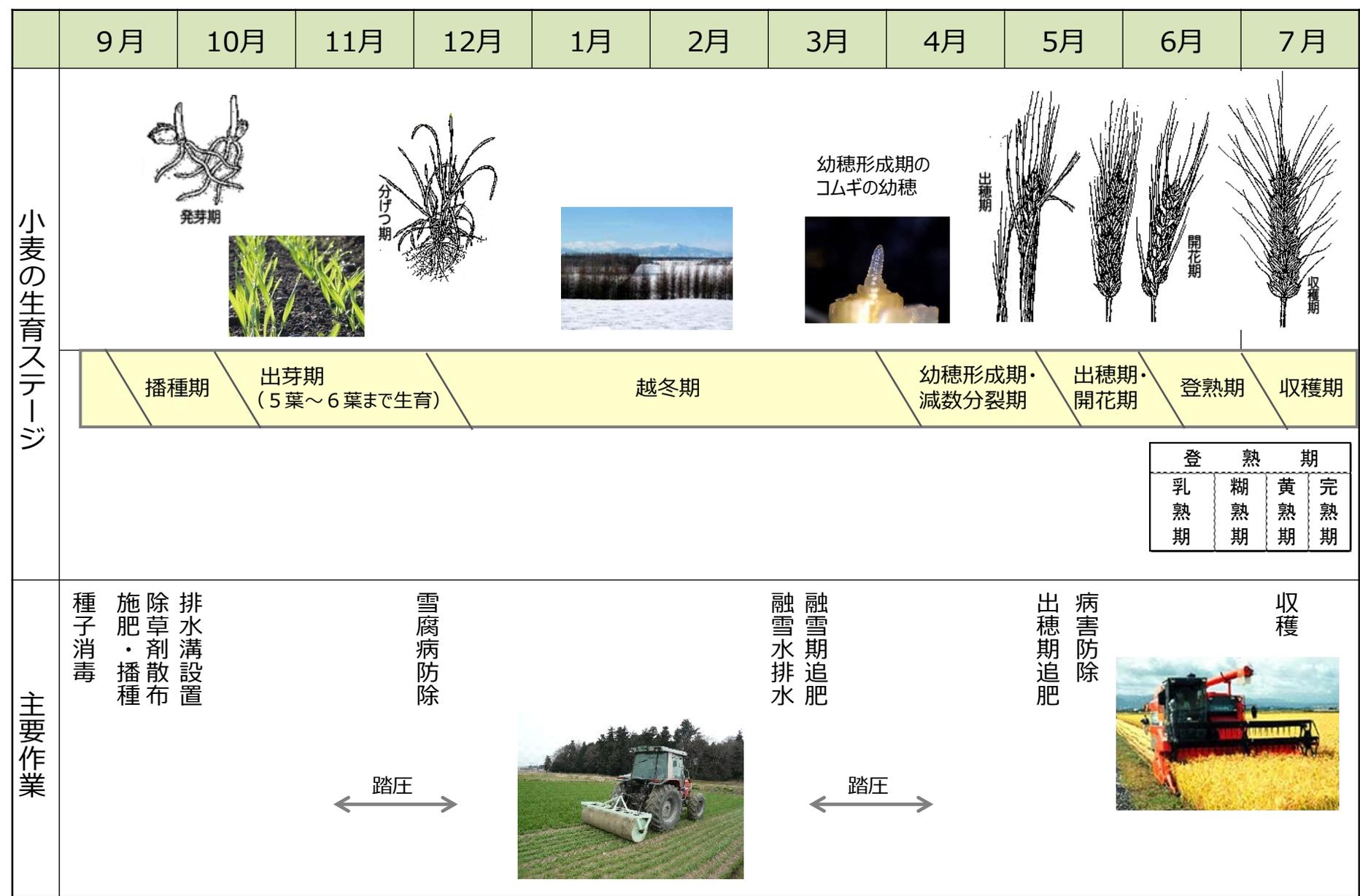


東北地域における 麦をめぐる事情

令和7年8月

東北農政局生産部生産振興課

1 小麦の生育ステージと主要作業（北東北・ゆきちからの例）



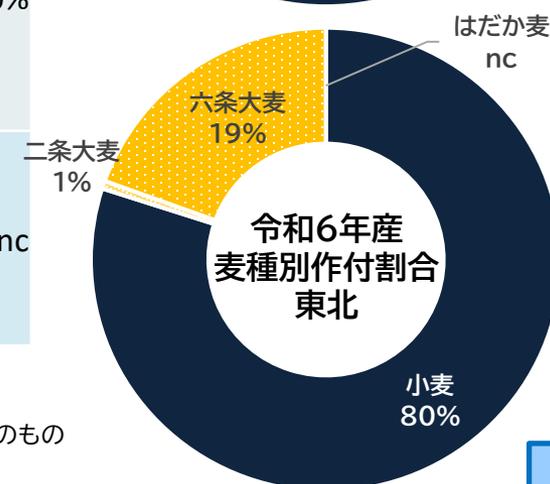
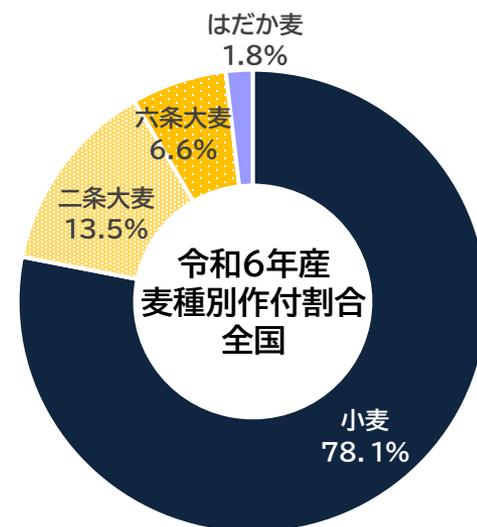
注：栽培時期は北東北の事例。追肥等の回数等の作業体系は地域によって異なる場合がある。主要作業については、農研機構「麦栽培マニュアル」ゆきちからから引用

2-1 国内産及び東北麦の麦種別作付面積

- 全国の令和6年産麦の作付面積は、小麦231.8千ha(作付割合:78.1%)、二条大麦40.1千ha(13.5%)、六条大麦19.5千ha(6.6%)、はだか麦5.4千ha(1.8%)であった。
- 東北地域の令和6年産4麦の作付面積は8.5千haで全国に占める割合は3%程度である。麦種別作付割合は小麦が80%、六条大麦が19%であり、二条大麦の作付は少なく、はだか麦の作付はない。

全国及び東北における麦作付面積(令和6年産)

	4麦計 (ha)		小麦 (ha)		二条大麦 (ha)		六条大麦 (ha)		はだか麦 (ha)	
		全国に 占める 割合		全国に 占める 割合		全国に 占める 割合		全国に 占める 割合		全国に 占める 割合
全国	296,830	100%	231,800	100%	40,100	100%	19,500	100%	5,430	100%
東北	8,517	3%	6,810	3%	47	0.12%	1,660	9%	x	nc



資料：農林水産省「作物統計」

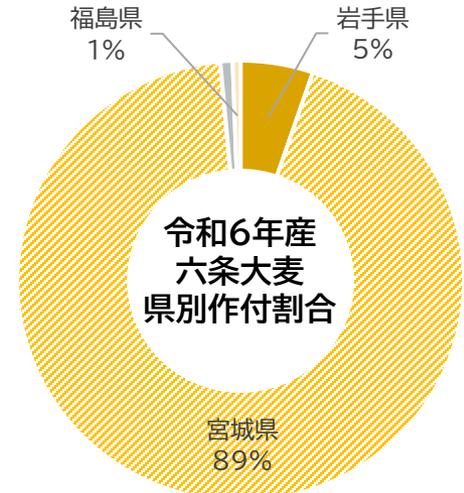
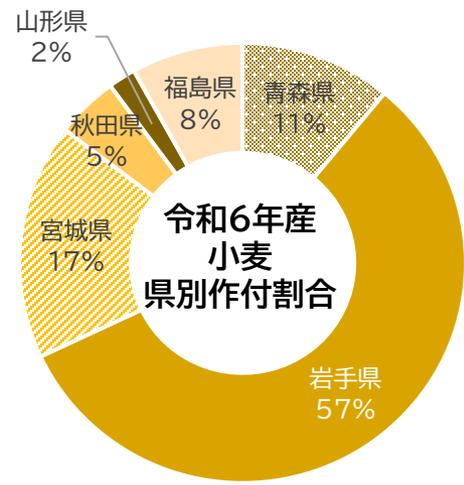
注：表中の「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため統計数値を公表しないもの、「nc」は計算不能のもの

2-2 東北各県の麦種別作付面積及び収穫量

- 東北地域で麦の作付が多いのは、岩手県(3,963ha)、宮城県(2,682ha)である。
- 小麦の作付面積は、岩手県が5.7割、宮城県が1.7割、青森県が1.1割を占め、六条大麦は宮城県が8.9割を占める。

東北各県の麦作付面積及び収穫量(令和6年産)

	4麦計		小麦		六条大麦	
	作付面積 (ha)	収穫量 (t)	作付面積 (ha)	収穫量 (t)	作付面積 (ha)	収穫量 (t)
青森県	820	x	747	2,130	73	x
岩手県	3,963	x	3,880	9,660	83	253
宮城県	2,682	10,373	1,180	5,230	1,480	5,050
秋田県	310	1,050	310	1,050	-	-
山形県	150	299	136	280	14	19
福島県	582	x	551	1,580	9	18
東北	8,507	23,400	6,810	19,900	1,660	5,680



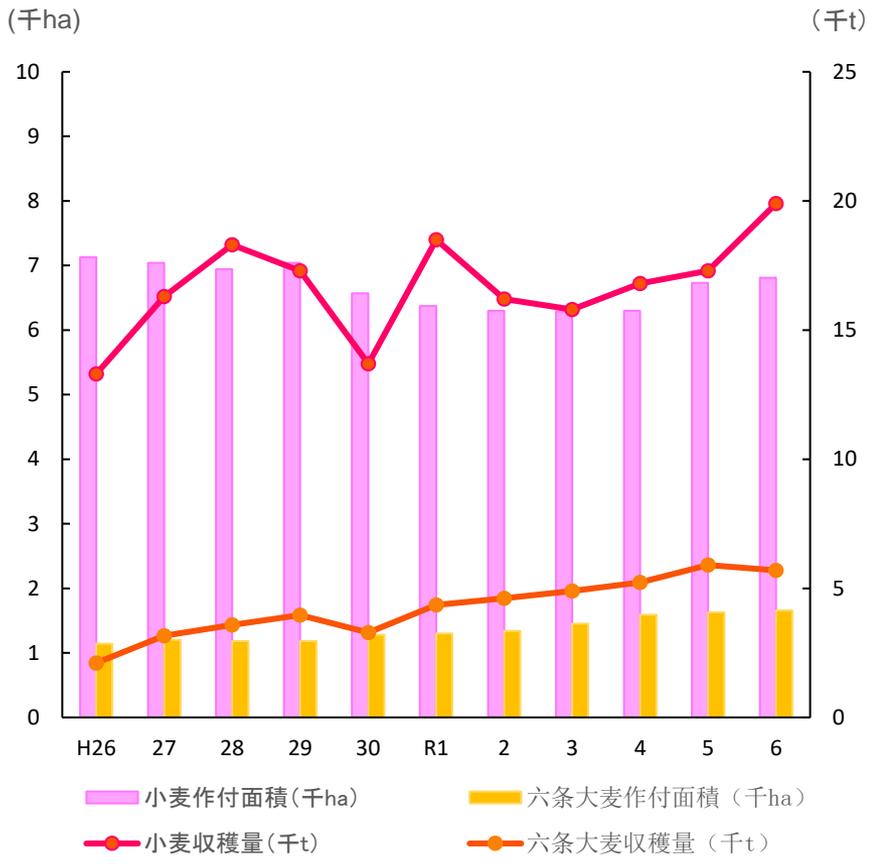
資料：作付面積は東北農政局生産振興課調べ、収穫量は農林水産省「作物統計」
 注1：表中の「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため統計数値を公表しないもの、「-」は事実のないもの
 注2：二条大麦及びはだか麦は、東北地域での作付けが少ないため除外

注：青森県及び山形県は割合から除外

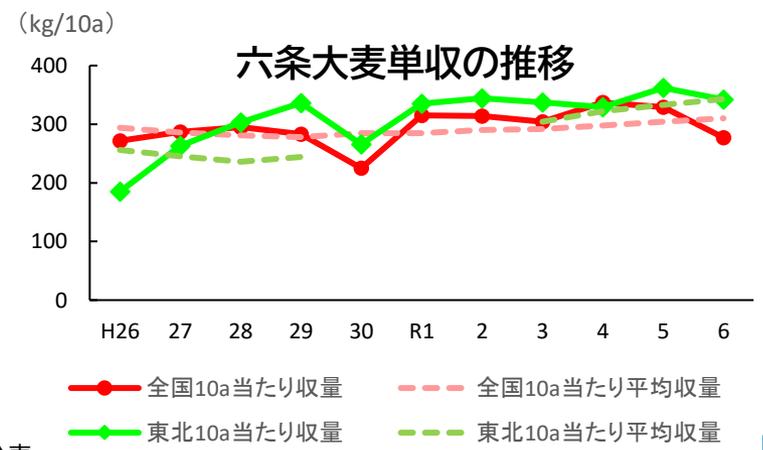
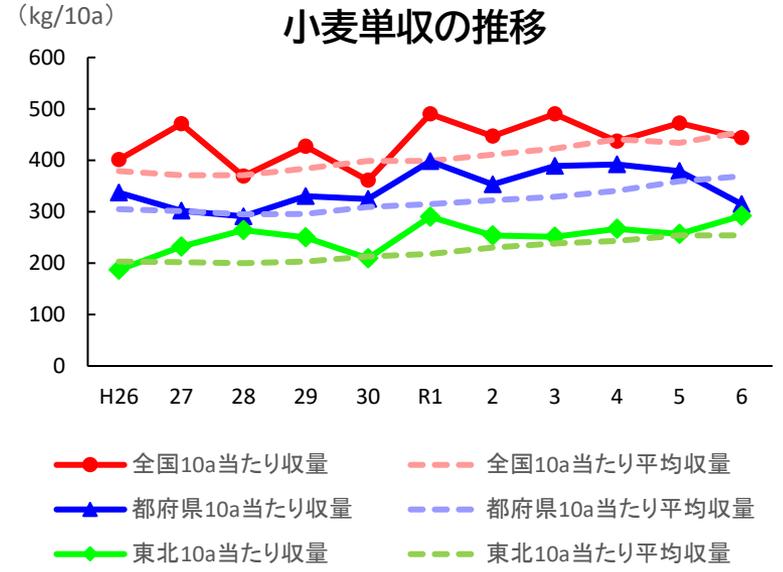
2-3 東北麦の作付面積、収穫量、単収の推移

- 作付面積は、小麦は令和元年まで減少傾向であったが、それ以降は概ね横ばい、六条大麦は平成30年以降増加傾向で推移している。
- 東北の小麦の単収は、全国平均と比較して低く、都府県平均と比較しても低い状況で推移している。
- 東北の六条大麦の単収は、平成28年以降、全国平均を上回った状態で推移してる。

東北地域の小麦・六条大麦の作付面積及び収穫量の推移

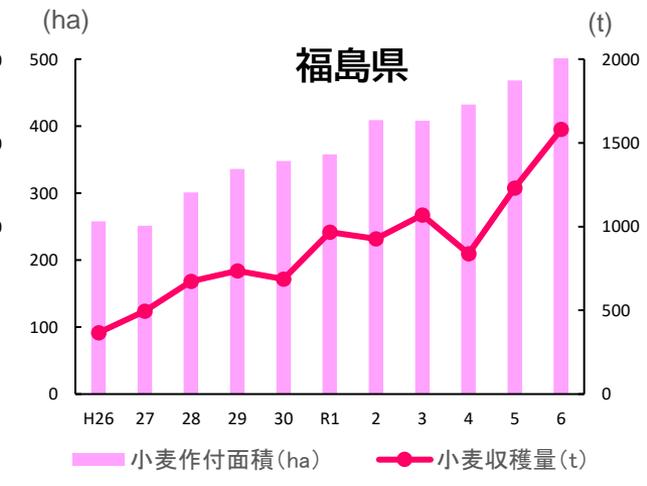
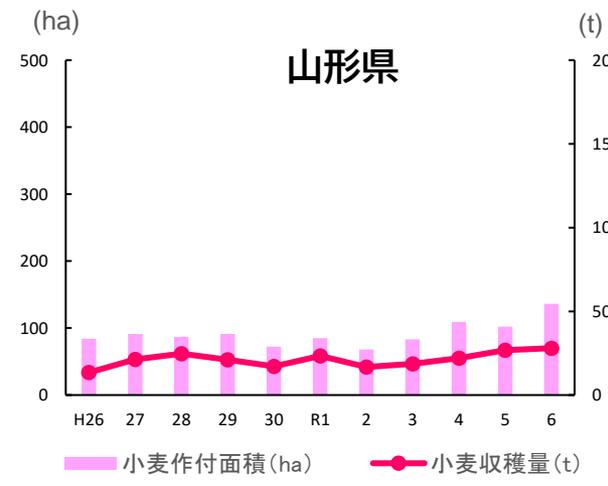
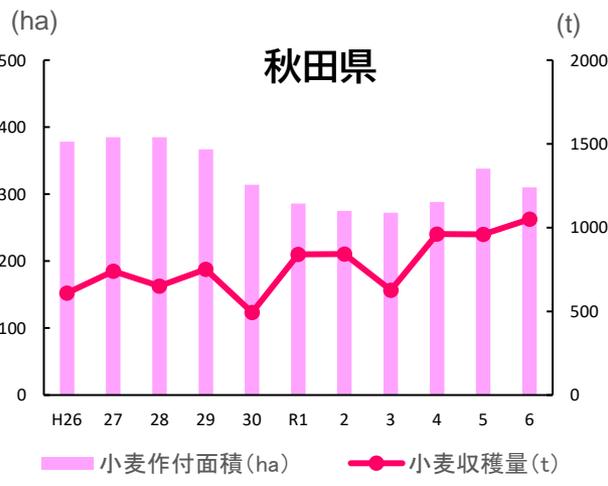
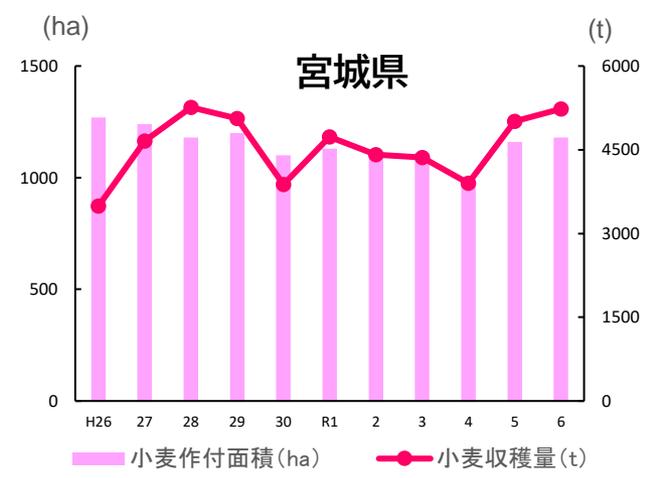
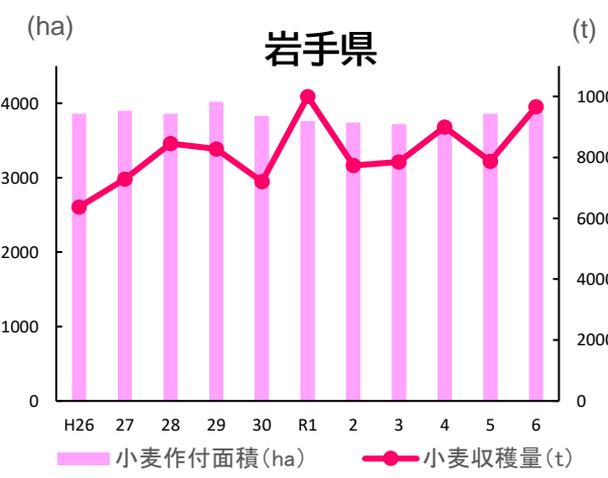
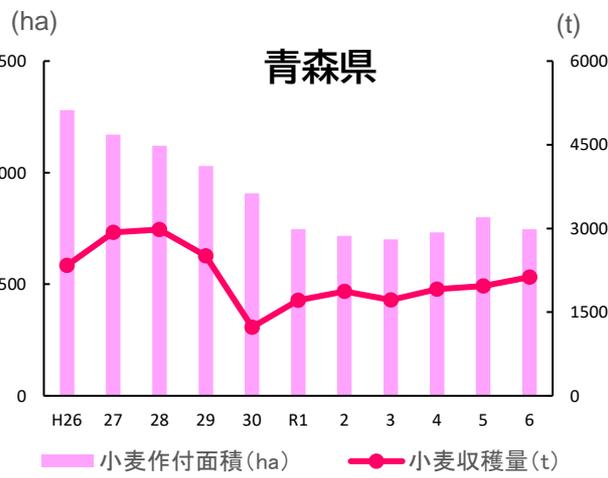


資料：農林水産省「作物統計」
 注1：「平均収量」は直近7箇年のうち最高及び最低を除いた5箇年の平均値
 注2：H30からR2の東北の六条大麦の10aあたり平均収量は事実不詳又は調査を欠くもので非公表



2-4 東北各県の作付面積と収穫量

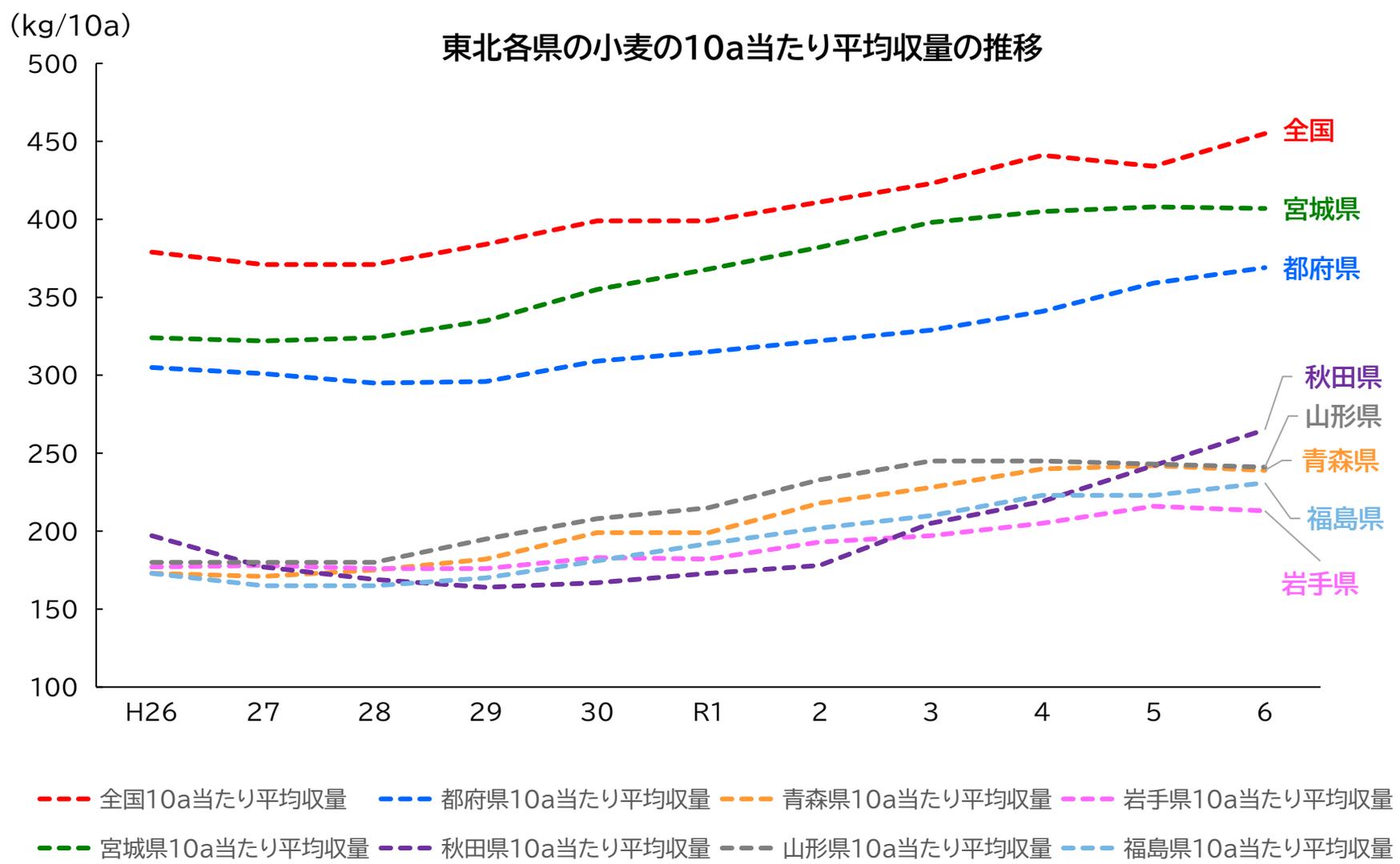
○ 作付面積は、岩手県及び宮城県が概ね横ばいで推移。青森県、秋田県及び山形県では令和元年まで減少傾向であったが、それ以降は青森県及び秋田県では概ね横ばい、山形県は増加傾向で推移。福島県では平成26年以降増加傾向で推移している。



資料：農林水産省「作物統計」

2-5 東北各県の小麦の単収の推移 — 10a当たり平均収量 —

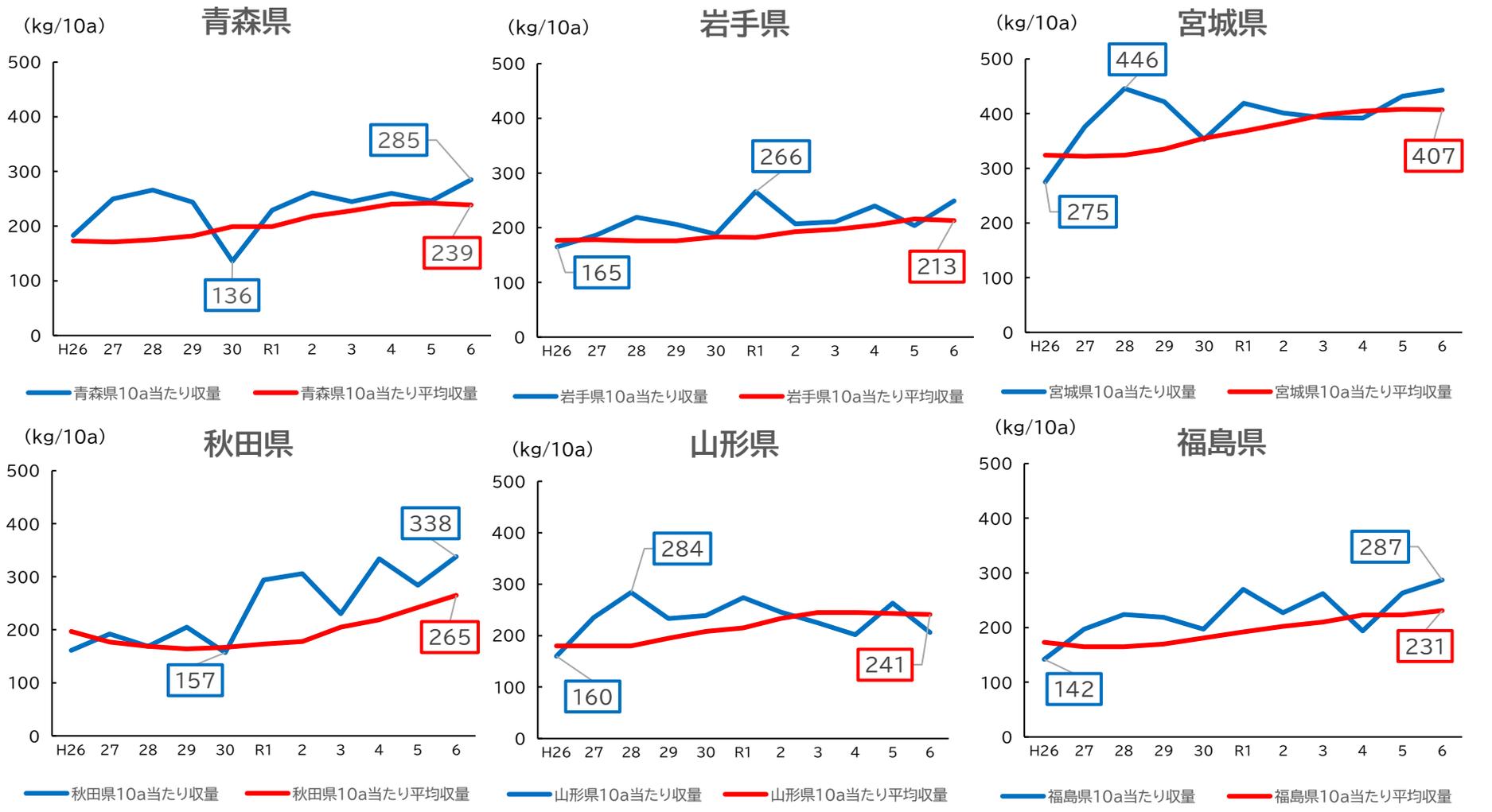
○ 小麦の10a当たり平均収量については、宮城県で都府県平均よりやや高い傾向で推移しているのに対し、その他の県では都府県平均を下回った状態で推移している。



資料：農林水産省「作物統計」
注：「平均収量」は直近7箇年のうち最高及び最低を除いた5箇年の平均値

2-6 東北各県の10a当たり収量と平均収量の推移

- 小麦の10a当たり平均収量は、宮城県は300~400kg前後とやや高い傾向で推移しており、秋田県及び福島県は増加傾向で推移している。
- 10aあたり収量は各県・年次ごとの変動が大きい。



資料：農林水産省「作物統計」
 注1：「平均収量」は直近7箇年のうち最高及び最低を除いた5箇年の平均値
 注2：囲み数字はR6年産10a当たり平均収量及び各県の10a当たり収量の最高・最低値

2-7 小麦の単収ランキングー上位と東北各県ー

- 全国的にみると、北海道と愛知県の単収が安定して高い状況にある。
- 東北地域においては近年、宮城県の単収が安定して高く、次いで秋田県という状況が続いている。他4県については単収の順位変動もあるが、時に全国の中でも順位が低い年もある。

R6年産		
順位	都道府県	単収 (kg/10a)
1	北海道	541
2	愛知	473
3	宮城	443
9	秋田	338
19	福島	287
21	青森	285
29	岩手	249
35	山形	206
全国		444
都府県		315
東北		292

R5年産		
順位	都道府県	単収 (kg/10a)
1	愛知	575
2	北海道	542
3	愛媛	464
4	宮城	432
28	秋田	284
31	福島	263
32	山形	263
34	青森	246
38	岩手	204
全国		472
都府県		379
東北		257

R4年産		
順位	都道府県	単収 (kg/10a)
1	愛知	511
2	北海道	470
3	佐賀	468
10	宮城	392
21	秋田	334
29	青森	260
34	岩手	240
39	山形	202
41	福島	194
全国		437
都府県		392
東北		267

3 東北の麦作における水田作割合と営農排水対策の実施状況

- 東北地域における麦作は、水田作における転作作物としての作付が大部分であり、麦作付面積の約9割が水田作である。
- 麦は湿害に弱いことから、特に水田作においては排水対策が重要であり、明渠の整備率は高い県が多いものの、心土破碎や弾丸暗渠等の実施率は高くなく、県間でのばらつきもみられる。依然として湿害に悩む生産者が多いことから、各ほ場の条件に適した排水対策を行うことが重要である。

4麦作付面積の田作割合(令和6年度)

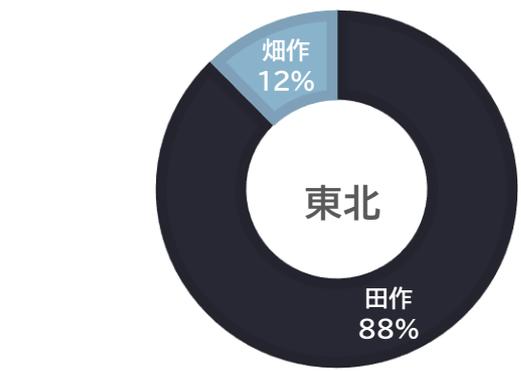
	4麦作付面積 (ha)	うち	田作割合
		田作面積 (ha)	
全国	296,830	190,600	64%
都府県	163,070	154,270	95%
東北	8,507	7,457	88%
青森県	820	510	62%
岩手県	3,963	3,525	89%
宮城県	2,682	2,632	98%
秋田県	310	296	95%
山形県	150	98	65%
福島県	582	396	68%

湿害による影響

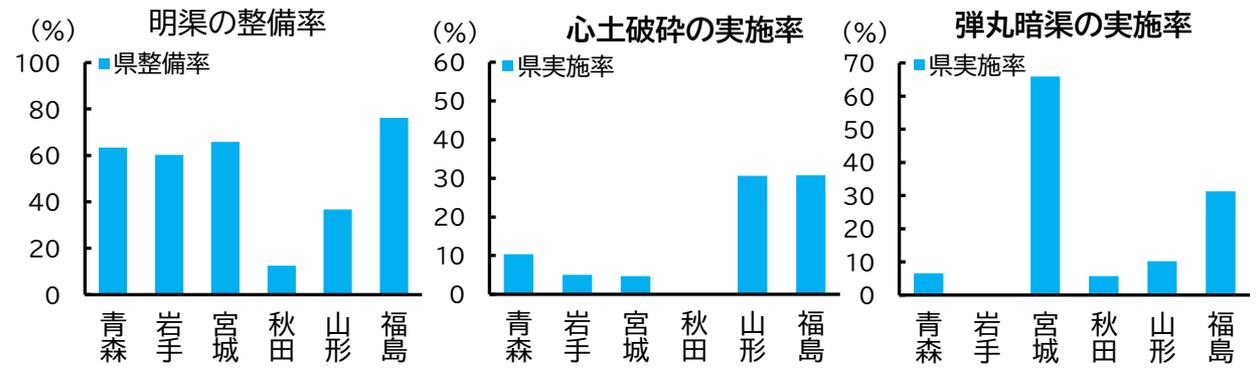


営農排水対策を実施したほ場(左)と未実施ほ場(右)

資料: 診断に基づく小麦・大麦の栽培改善技術導入支援マニュアル(農研機構)



水田作麦の営農排水対策の実施状況(令和6年度)



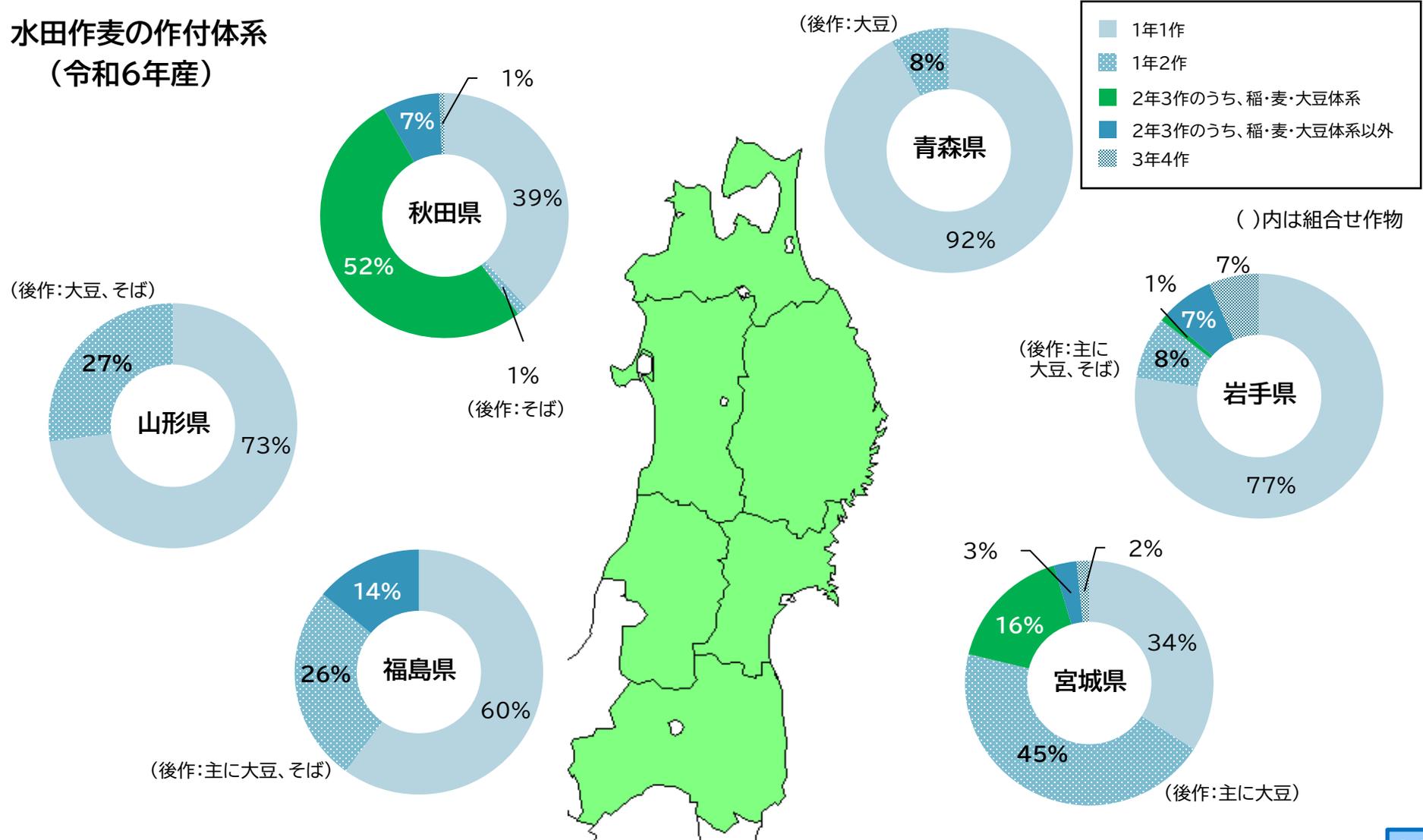
資料: 東北農政局生産振興課調べ

注: 実施率・整備率は、4麦作付面積のうち田作面積における当該対策の割合

4 東北各県の麦作における作付体系

○ 水田作麦の作付体系は、宮城県及び秋田県を除く4県で1年1作体系が半数以上を占める。宮城県においては大豆と組み合わせた1年2作体系、秋田県では稲・麦・大豆による2年3作体系の導入割合が東北他県と比較して高い。

水田作麦の作付体系
(令和6年産)

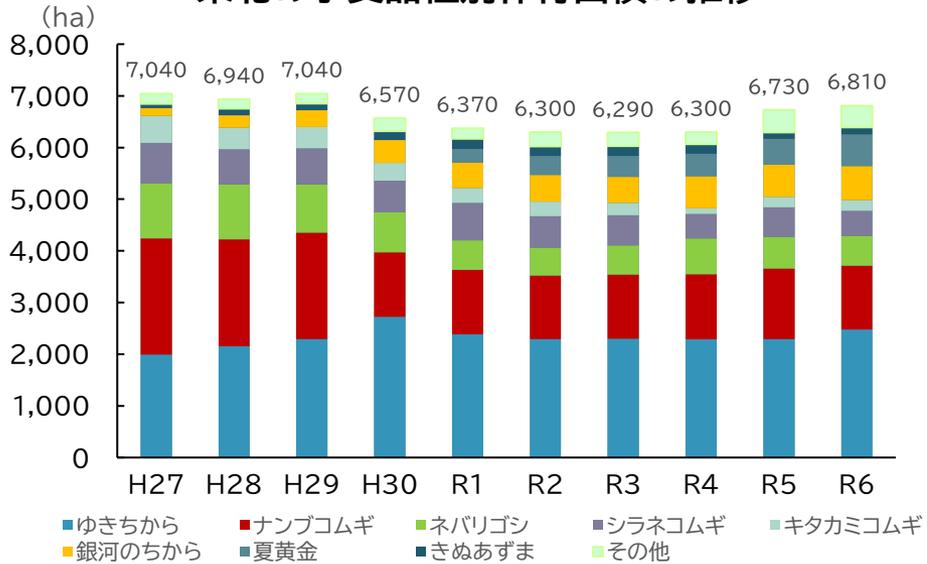


資料：東北農政局生産振興課調べ

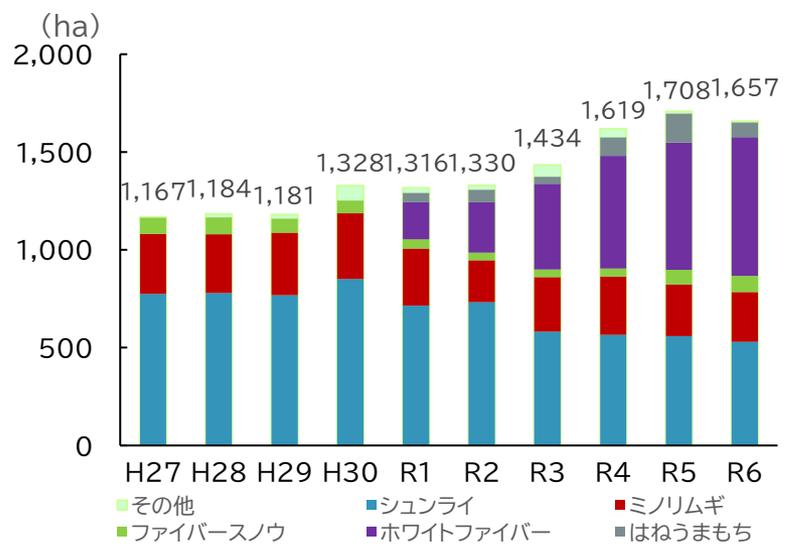
5-1 東北の麦の品種構成

- 東北地域で最も作付が多い小麦の品種は、「ゆきちから」となっている。「銀河のちから」、「夏黄金」が増加傾向にある一方、従来からの「ナンブコムギ」、「ネバリゴシ」等の作付が減少している。
- 六条大麦については、主要な作付品種である「シュンライ」、「ミノリムギ」が減少傾向にある一方、近年育成された「ホワイトファイバー」の作付が増加している。

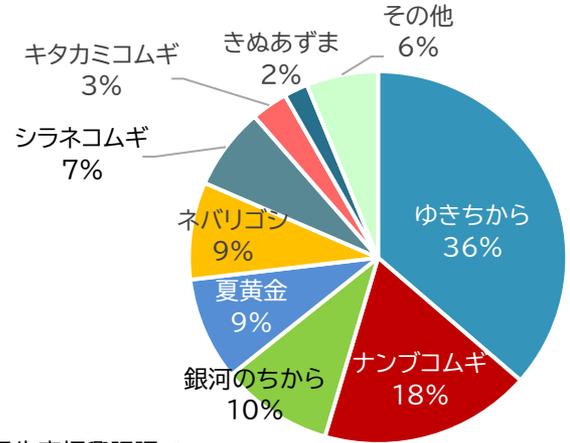
東北の小麦品種別作付面積の推移



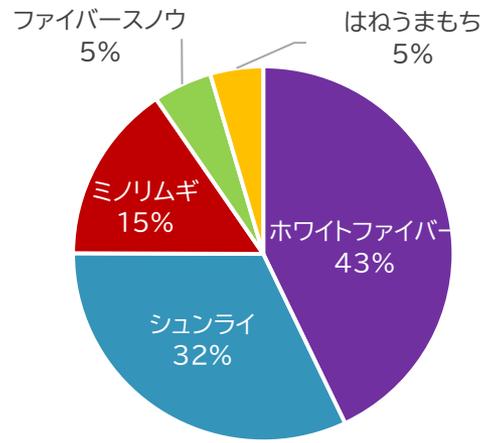
東北の六条大麦品種別作付面積の推移



東北の小麦の品種別作付割合(令和6年産)



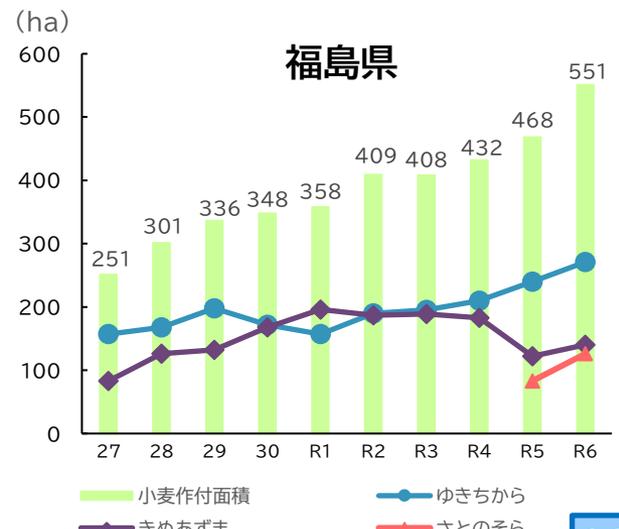
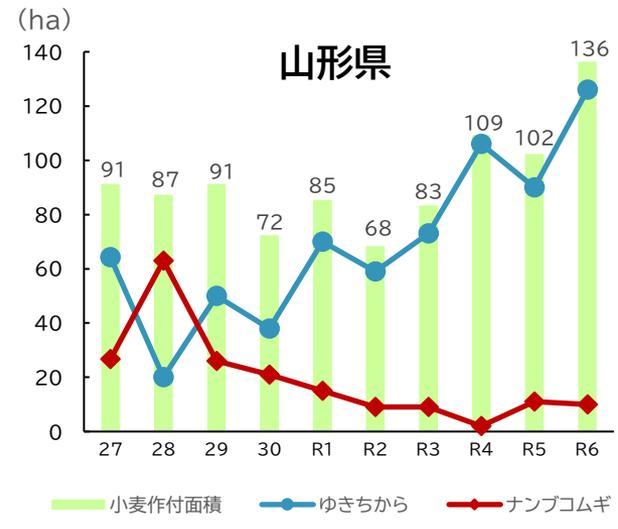
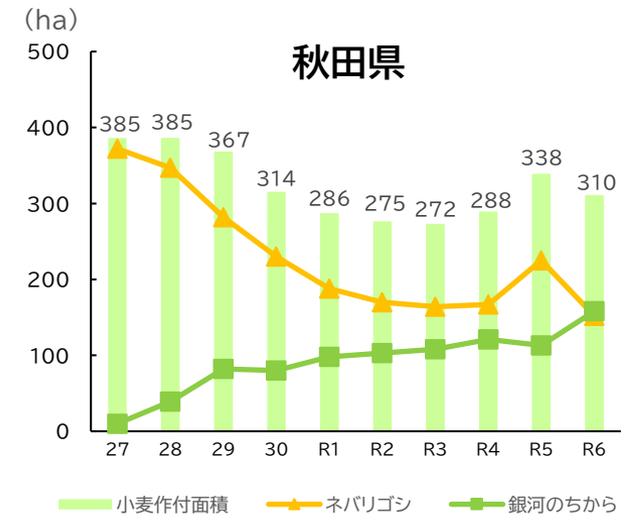
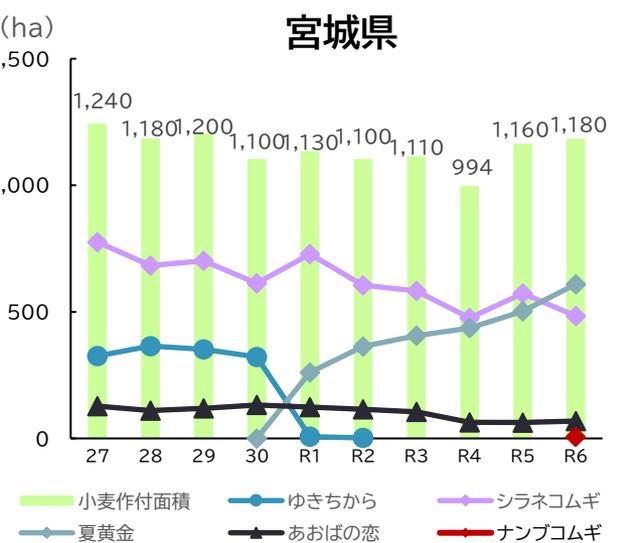
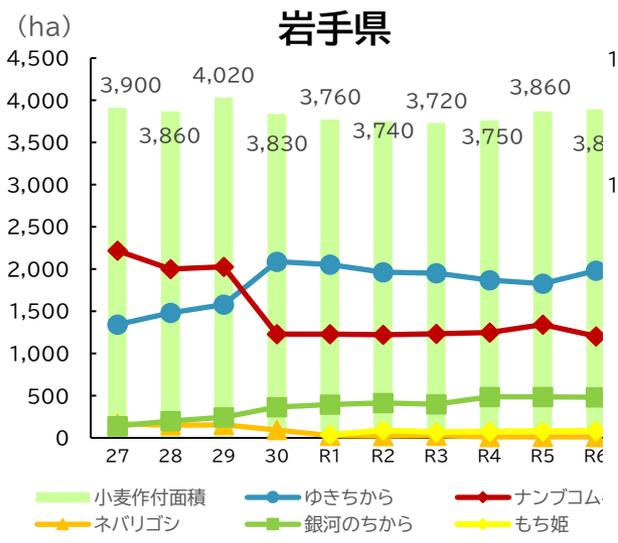
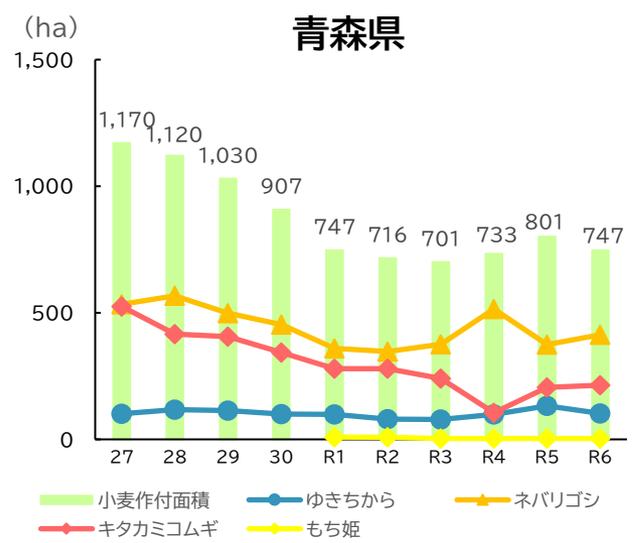
東北の六条大麦の品種別作付割合(令和6年産)



資料：東北農政局生産振興課調べ

5-2 東北各県の主な小麦作付品種の推移

- 東北地域では、県ごとに主要品種が異なっている。青森県では「ネバリゴシ」、岩手県、山形県及び福島県では「ゆきちから」、宮城県では「夏黄金」、秋田県では「ネバリゴシ」と「銀河のちから」が同等の作付けとなっている。
- 「ゆきちから」は東北地域で広く作付けられている品種であるが、宮城県では令和元年産から「ゆきちから」に代わり「夏黄金」の作付けが開始され、作付面積が増加しており、令和6年産は「シラネコムギ」を上回る作付けとなった。



資料：東北農政局生産振興課調べ

5-3 東北地域で作付されている主な品種

品種名		主な特性	作付のある県 (令和6年産)
小麦	ナンブコムギ	○昭和26年育成 ○育成機関:東北農業試験場 ○中生、やや長稈、耐寒雪性強	青森県、岩手県、宮城県、 山形県
	キタカミコムギ	○昭和34年育成 ○育成機関:東北農業試験場 ○中晩生、やや長稈、良質多収	青森県
	シラネコムギ	○昭和60年育成 ○育成機関:長野県農事試験場 ○やや早生、強稈	宮城県
	きぬあずま	○平成12年育成 ○育成機関:農業研究センター ○穂発芽耐性、縞萎縮病抵抗性、耐倒伏性強、多収、低アミロース	福島県
	ネバリゴシ	○平成12年育成 ○育成機関:東北農業試験場 ○早生、多収、低アミロース、製めん適性良、耐穂発芽性強	青森県、岩手県、秋田県
	ゆきちから	○平成14年育成 ○育成機関:東北農業研究センター ○早生、耐病性、耐寒雪性強、製パン性良	青森県、岩手県、山形県、 福島県
	もち姫	○平成18年育成 ○育成機関:東北農業研究センター ○もち性、洋菓子・せんべい等の地域特産的用途、収量性、製粉性に優れる	青森県、岩手県
	あおばの恋	○平成20年育成 ○育成機関:作物研究所 ○早生、縞萎縮病抵抗性、穂発芽しにくく、めんの粘弾性が優れる	宮城県
	さとのそら	○平成20年育成 ○育成機関:群馬県農業技術センター ○耐倒伏性強、縞萎縮病抵抗性、穂発芽性難	福島県
	ゆきはるか	○平成23年育成 ○育成機関:東北農業研究センター ○多収、菓子適正良	岩手県
	銀河のちから	○平成23年育成 ○育成機関:東北農業研究センター ○耐倒伏性、縞萎縮病抵抗性、穂発芽性難、超強力小麦	岩手県、宮城県、秋田県
	夏黄金	○平成29年育成 ○育成機関:東北農業研究センター ○穂発芽性難、縞萎縮病抵抗性、製パン適性	宮城県
ナンブキラリ	○平成30年育成 ○育成機関:東北農業研究センター ○多収、穂発芽性難、縞萎縮病抵抗性、製めん適性	岩手県	
六条大麦	ミノリムギ	○昭和44年育成 ○育成機関:長野県農業試験場 ○中生、多収、長稈、耐雪性強	宮城県
	シュンライ	○平成2年育成 ○育成機関:長野県農事試験場 ○やや早生、強稈、外観品質良	岩手県、宮城県、山形県、 福島県
	ファイバースノウ	○平成12年育成 ○育成機関:長野県農事試験場 ○中生、耐倒伏性・耐雪性強、精麦白度高	岩手県、宮城県
	ホワイファイバー	○平成28年育成 ○育成機関:長野県農業試験場 ○中生、もち性、精麦白度高	宮城県
	はねうまもち	○平成28年育成 ○育成機関:中央農業研究センター ○中生、もち性、精麦白度高	青森県

資料:「主な特性」は農林水産省「麦の参考統計表」、「作付のある県(令和6年産)」は東北農政局生産振興課調べ
注:育成年は出願公表が行われた年

○ 東北地域を栽培適地とする新たな品種として、パン・中華めん用に適した超強力小麦品種「銀河のちから」(平成23年育成)、製パン適性に優れた小麦品種「夏黄金」(平成29年育成)が、農研機構 東北農業研究センターにより育成されている。

「銀河のちから」

- 「ゆきちから」と比較すると、パンの比容積と官能評価が優れる。また、グルテンが強靱な特性を持つため、「ナンブコムギ」等グルテンの質が弱い品種の粉とブレンドすることで、その製パン適性を高めることができる(参考:図1、写真1)。
- 中華めん適性は「ゆきちから」より色相がやや劣るが、ゆでのび程度(7分後食感)はやや優れる(参考:図2)。
- 「ゆきちから」より成熟期が2日遅く、収量は同程度で、容積重が大きく、外観品質が優れる。
- 「ゆきちから」と比べて、耐寒性と耐雪性は劣るが、耐倒伏性と耐穂発芽性は優れる。縞萎縮病に強く、「ナンブコムギ」より優れる。
- 東北・北陸の平坦地(目安としては根雪期間80日以下)が栽培適地である。

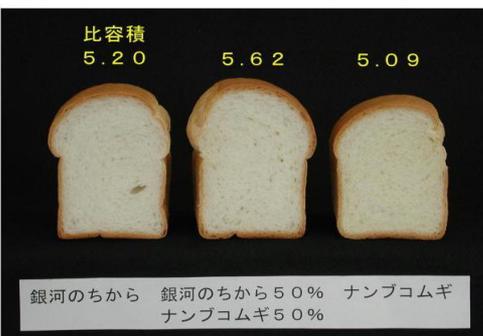
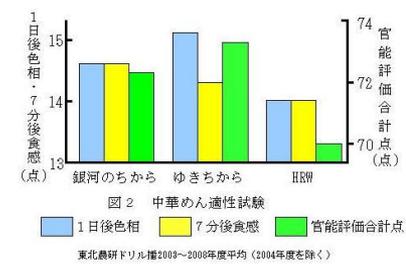
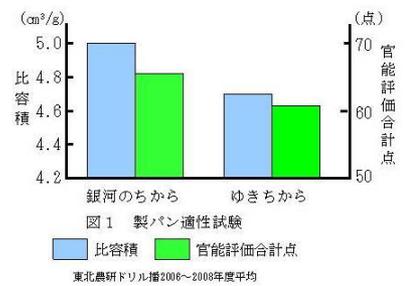


写真1 「銀河のちから」と「ナンブコムギ」とのブレンドによる製パン適性の向上



「夏黄金」

- グルテンの性質が準強力小麦の「ゆきちから」と超強力小麦の「銀河のちから」の中間で、単独で使用しても高い製パン適性を示す。ほとんどの種類のパンを製造することができる。(参考:写真1及び写真2)
- 収穫期は「ゆきちから」とほぼ同じで、草丈はやや低く、収量性は同程度だが、容積重が優れる。
- 「ゆきちから」と比べ、縞萎縮病の耐病性は同程度、穂発芽しにくくなっている。
- 赤かび病に対しては「ゆきちから」より強いが、薬剤防除は必要である。
- 東北・北陸の平坦地(目安としては根雪期間100日以内)が栽培適地である。

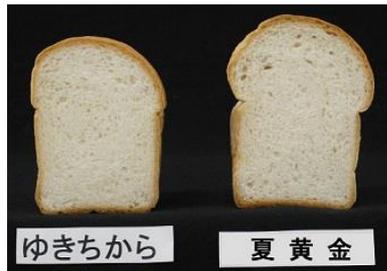


写真1 食パンの比較

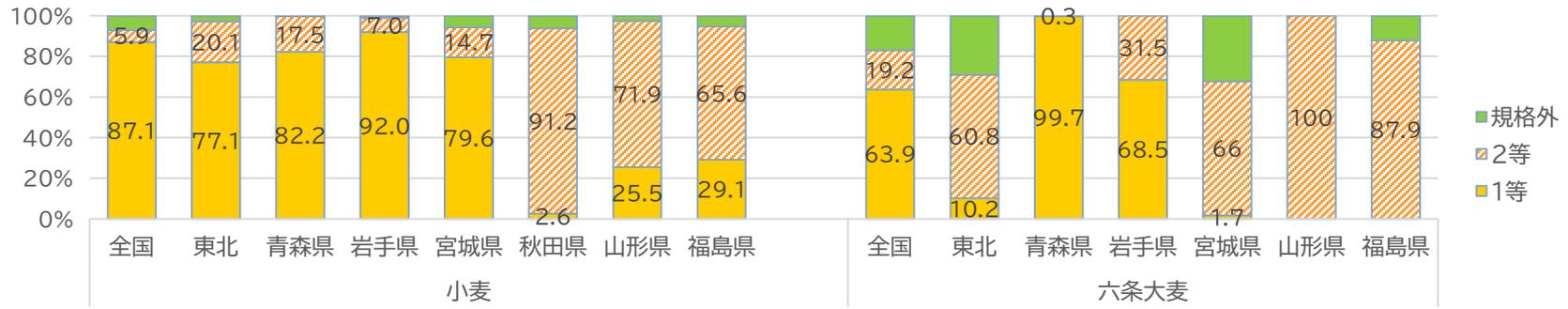
品種名 系統名	出穂期 月/日	成熟期 月/日	稈長 cm	穂数 本/m²	子実重 kg/a	容積重 g	千粒重 g
夏黄金	5/18	7/1	89	588	54.8	845	38.3
ゆきちから	5/18	7/2	94	623	55.5	836	39.5
銀河のちから	5/19	7/4	88	537	54.3	855	39.2
ナンブコムギ	5/18	7/1	102	560	41.2	836	43.9

表「夏黄金」の収量性等
注1:2011年度を除く2008~2015年度の7箇年平均
注2:東北農業研究センター水田ドリル播(生産力検定試験)成績

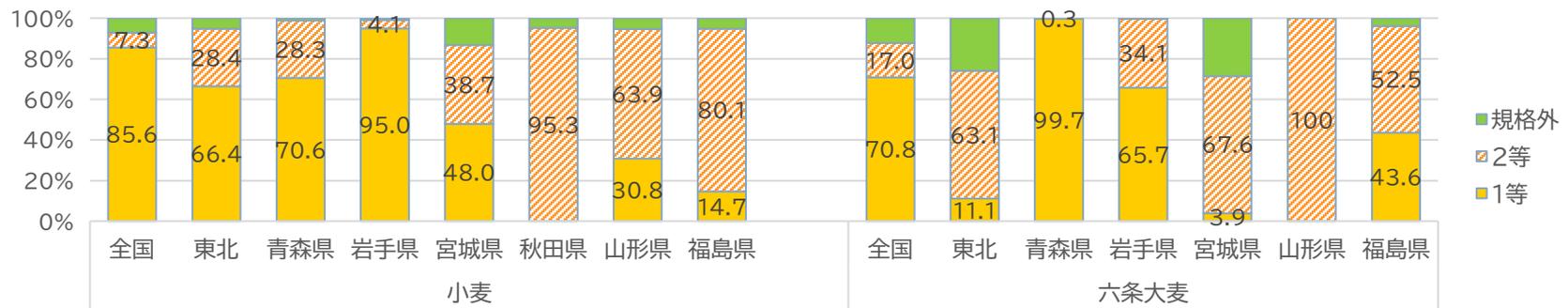
6 東北各県の麦の農産物検査結果

- 東北地域における等級比率は、県ごとにバラツキがみられる。
- 1等比率は、小麦では岩手県が比較的安定して高い。

令和6年産の検査結果(等級比率)



令和5年産の検査結果(等級比率)



令和4年産の検査結果(等級比率)



資料：農林水産省「令和6年産麦の農産物検査結果(確定値)、令和5年産麦の農産物検査結果(確定値)、令和4年産麦の農産物検査結果(確定値)」

7 赤かび病防除体制の強化

- 日本では、麦類の生育後期に降雨が多く、気温が高くなることが多いため、赤かび病が発生しやすい。赤かび病被害を受けた米麦を摂取したことによる集団食中毒が複数報告されている(昭和30年代)。
- このため、小麦(玄麦)について、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づき、かび毒「デオキシニバレノール」(以下「DON」という。)の基準値(1.0mg/kg)が設定されている。
- 基準値を超える麦が流通すれば、消費者からの信頼を損ない、当該事業者のみならず、国産小麦全体に大きな影響を及ぼす深刻な事態となるため、徹底した対策が必要。

赤かび病への主な対策

<適期防除>

- ・ 必ず**最初の防除(※)**を行う。
- ・ 気象条件や品種特性、地域のJA等の指導に応じ、**追加の防除**を行う。
- ・ 防除適期に降雨が続く場合であっても、**短い晴れ間を利用するなどして確実に実施する**。

<適期収穫・乾燥>

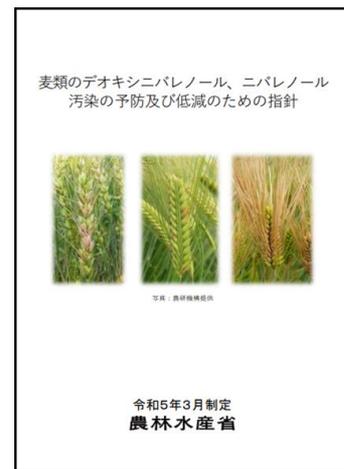
- ・ **刈り遅れ**により麦類が降雨に当たること、**早刈りや降雨直後の収穫**により乾燥時間が増加することは、赤かび病を進展し、かび毒の産生を助長するため、適期に確実に収穫する。
- ・ 麦類の収穫適期は年により変動することが多く、また、ほ場によっても異なるが、**麦粒中の含水率 30%以下が目安**となる。
- ・ 農業者は、収穫に当たって、普及指導センターや農業団体等からの情報及び天気予報に注意し、自らもほ場を巡回し、登熟の程度を把握した上で、適期になり次第、速やかに収穫する。
- ・ 地域で収穫作業計画を作成し、**機械及び施設の処理能力にあわせた計画的な収穫**を行う。
- ・ 収穫後は**速やかに乾燥**を行い、**被害粒が見られた場合は仕分けを徹底**する。

<検査の実施>

- ・ 農業者、生産・集出荷団体等においては、エライザ(ELISA)分析キットなどにより、**試し刈りや荷受け時の子実中のDON、ニバレノール(NIV)等のかび毒の含有濃度を確認**し、効率的な分別や乾燥調製を行う。
- ・ かび毒の含有濃度の測定結果の信頼性確保のため、測定する者は十分なトレーニングを受けるとともに、年に1回は麦類のDON、NIV等のかび毒の定量分析の技能試験に参加し、**分析精度を確認**する。



小麦の健全粒(左)と赤かび病被害粒(右)の例



麦種	(※)最初の防除を行う生育時期
小麦	開花を始めた時期から開花期(1穂につき数花開花をしているものが、全穂数の40~50%に達した日)までの間
二条大麦	穂揃い期(全莖の80~90%が出穂した日)の10日後頃の葯殻抽出期
六条大麦	開花を始めた時期から開花期までの間

農林水産省

「麦類のデオキシニバレノール、ニバレノール汚染の予防及び低減のための指針」
https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk_analysis/priority/kabidoku/attach/pdf/mugi_kabi_sisin-6.pdf

8 東北地域の麦実需者からの要望

- 国内産麦の人気の高まりにより、近年、需要量が生産量を上回る傾向。東北地域でも国内産麦を積極的に使用したい実需者が必要量を確保できない課題がある。
- 特に、「品質の安定化」、「実需が求める市場評価の高い小麦の安定生産」等が求められている。
- このため産地においては、①農地の集約・団地化、②単収・品質向上のための技術対策、③実需者が求める品種への品種転換等により、需要に応じた生産を行っていくことが重要。

実需者からの要望

【品質】

- ・安定した品質のために、産地によるタンパク質含有率のバラツキをなくし平準化を望む。(気象状況等を勘案した肥培管理をはじめとする徹底した栽培指導を要望)
- ・でんぷん質の変性「低アミロ」傾向となる可能性が高い穂発芽の発生は、加工に多大な影響を及ぼすため、アミロについての改善を望む。(改善方法の検討を要望)

【品種・銘柄】

- ・消費者及び実需者が求める市場評価の高い小麦の安定生産を要望。

【数量】

- ・引き続き単収の向上。
- ・販売予定数量策定時と集荷実績の単収の乖離の縮小。

【流通】

- ・フレコン化への取組。
- ・防虫・防鼠対策等、衛生管理の徹底。
- ・保管倉庫での温度管理(低温、定温)の取組。

【その他】

- ・異種穀粒(特にソバ等アレルギー物質)等の異物混入防止措置の徹底。
- ・残留農薬・DON検査の徹底。
- ・適期防除の指導の徹底。

小麦・大豆の国産化の推進

【令和7年度予算概算決定額 35 (50) 百万円】
 (令和6年度補正予算額 5,008百万円)
 〔関連事業：共同利用施設の整備支援等 19,952百万円の内数〕
 令和6年度補正予算 51,000百万円の内数

<対策のポイント>

産地と実需が連携して行う**小麦・大豆の国産化を推進**するため、ブロックローテーションや宮農技術・機械の導入等による**生産性向上**や**増産**を支援するとともに、国産小麦・大豆の安定供給に向けた**ストックセンターの整備**※や民間主体の**一定期間の保管**、**新たな流通モデルづくり**、更なる利用拡大に向けた**新商品開発**等を支援します。
 ※関連事業で支援

<事業目標> [平成30年度→令和12年度まで]

- 小麦生産量の増加 (76万t→108万t)
- 大麦・はだか麦生産量の増加 (17万t→23万t)
- 大豆生産量の増加 (21万t→34万t)

<事業の内容>

国産小麦・大豆供給力強化総合対策 **35 (50) 百万円**
 【令和6年度補正予算】5,008百万円

- ① **生産対策 (麦・大豆生産技術向上事業)**
 麦・大豆の増産を目指す産地に対し、**作付けの団地化、ブロックローテーション、宮農技術・農業機械の導入**等を支援します。
- ② **流通対策**
 ア **麦・大豆供給円滑化推進事業**
 国産麦・大豆を**一定期間保管**することで安定供給体制を図る取組を支援します。
 イ **新たな麦流通モデルづくり事業**
 麦の流通構造の構築に向けた**新たな流通モデルづくり**を支援します。
- ③ **消費対策 (麦・大豆利用拡大事業)**
 国産麦・大豆の利用拡大に取り組む食品製造事業者等に対し、**新商品開発**等を支援します。

(関連事業)

- 強い農業づくり総合支援交付金** **11,952百万円の内数**
- 新基本計画実装・農業構造転換支援事業** **8,000百万円の内数**
 【令和6年度補正予算】40,000百万円の内数
- 産地生産基盤パワーアップ事業** 【令和6年度補正予算】 **11,000百万円の内数**
 産地と実需が連携して国産麦・大豆の取扱数量を増加させる取組を推進するため、増産に資する**乾燥調製施設の導入**、不作時にも安定供給するための**ストックセンターの整備**、国産麦・大豆の利用拡大に向けた**食品加工施設の整備**や**再編集約・合理化**等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 生産対策



宮農技術の導入 (定額)



農業機械の導入 (1/2以内)



乾燥調製施設の整備※ (1/2以内)

2. 流通対策



・ストックセンターの整備※ (1/2以内)
 ・一定期間の保管 (定額, 1/2以内)

3. 消費対策



・新商品の開発 (定額, 1/2以内)
 ・加工設備・施設の導入※ (1/2以内)
 ※関連事業で支援

麦・大豆の国産化を一層推進

【お問い合わせ先】

(①の事業) (①、②ア(大豆)、②イ、③(大豆)の事業) 農産局穀物課 (03-6744-2108)
 (②アの事業) (②ア(麦)、③(麦)の事業) 貿易業務課 (03-6744-9531)

強い農業づくり総合支援交付金

【令和7年度予算額 11,952 (12,052) 百万円】

<対策のポイント>

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた、**食料システムを構築**するため、**生産から流通に至るまでの課題解決**に向けた取組を支援します。また、**産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の合理化**のため、強い農業づくりに**必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等**を支援します。

<事業目標>

- 加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）の拡大（98万t [平成29年] →145万t [令和12年まで]）
- 物流の効率化に取り組む地域を拡大（155地域 [2028年度まで]）
- 化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行 [2050年まで] 等

<事業の内容>

1. 食料システム構築支援タイプ

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた、**食料システムを構築**するため、**実需とのつながりの核となる拠点事業者と農業者・産地等が連携し、生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組**を一体的に支援します。

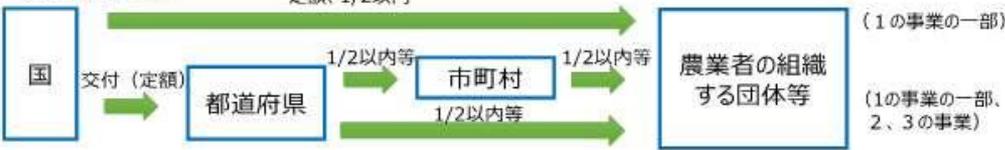
2. 地域の創意工夫による産地競争力の強化（産地基幹施設等支援タイプ）

- ① **産地収益力の強化、産地合理化の促進**
産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の**産地の基幹施設の整備等**を支援します。また、産地の集出荷、処理加工体制の合理化に**必要な産地基幹施設の再編等**を支援します。
- ② **重点政策の推進**
みどりの食料システム戦略、産地における戦略的な人材育成といった**重点政策の推進**に必要な**施設の整備等**を支援します。

3. 食品流通の合理化（卸売市場等支援タイプ）

物流の効率化、品質・衛生管理の高度化、産地・消費地での**共同配送等**に必要な**ストックポイント等の整備**を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農業構造の転換を支援	1 食料システム構築支援タイプ（国直接採択・都道府県交付金） ・助成対象：整備事業（農業用施設） ソフト支援（農業用機械、実証等） ・補助率：定額、1/2以内 ・上限額：整備事業 20億円/年 ソフト支援 5,000万円/年 × 3年 【拠点事業者】 農業法人、食品企業等 【連携者】 農業者、農業者団体、輸出事業者等 作成 食料システム構築計画（3年） 新たな食料システムを実践・実証するための生産から流通に至るまでの課題を一体的に解決するための計画を策定。	食料システム構築計画のイメージ 【1 生産安定・効率化機能】 ソフト：新技術の栽培実証 ハード：高度環境制御施設等 拠点事業者 + 連携者 【2 供給調整機能】 ソフト：出荷戦略の実証 ハード：集出荷前選別施設等 【3 実需者ニーズ対応機能】 ソフト：GAPの導入 ハード：農産物処理加工施設等
	2 産地基幹施設等支援タイプ（都道府県交付金） ・助成対象：農業用の産地基幹施設 ・補助率：1/2以内等 ・上限額：20億円等 優先種の設定 物流2024年問題への対応、集出荷・加工の効率化に向けた再編合理化、中山間地域の競争力強化等に係る取組にポイントを加算することにより、積極的に支援 重点政策の推進 2. ①のメニューとは別枠で みどりの食料システム戦略、産地における戦略的な人材育成 といった 重点政策の推進 に必要な 施設の整備等 を確実に整備	
	3 卸売市場等支援タイプ（都道府県交付金） ・助成対象：卸売市場施設 共同物流拠点施設 ・補助率：4/10以内等 ・上限額：20億円	

【お問い合わせ先】
 (1、2の事業) 農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
 (3の事業) 新事業・食品産業部食品流通課 (03-6744-2059)

新基本計画実装・農業構造転換支援事業

【令和7年度概算決定額 8,000百万円】
 (令和6年度補正予算額 40,000百万円)

<対策のポイント>

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ策定される、新たな「食料・農業・農村基本計画」の着実な実施による、農業の構造転換の実現に向け、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を支援します。

<事業目標>

共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を拡大

<事業の内容>

1. 共同利用施設の再編集約・合理化

地域計画により明らかになった地域農業の将来像の実現に向けて、老朽化した穀類乾燥調製貯蔵施設や集出荷貯蔵施設等の共同利用施設の再編集約・合理化を支援します。

2. 再編集約・合理化のさらなる加速化

1の再編集約・合理化に取り組む産地に対し、都道府県が当該取組の加速化に向けた支援を行う場合、その費用の一部を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



同計画に基づく取組の支援、更なる加速化

<再編集約・合理化のイメージ>

・複数の既存施設を廃止し、合理化して新規に設置



・老朽化施設に対し、内部設備の増強による既存施設の合理的活用



※ 補助上限額：20億円/年×3年
 ※ 既存施設の撤去費用を含む。

農業の構造転換を実現

【お問い合わせ先】 農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)

産地生産基盤パワーアップ事業

【令和6年度補正予算額 11,000百万円】

<対策のポイント>

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等に対して総合的に支援します。また、輸出事業者等と農業者が協働で行う取組の促進等により海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、需要の変化に対応する園芸作物等の先導的な取組、全国産地の生産基盤の強化・継承、土づくりの展開等を支援します。

<事業目標>

- 青果物、花き、茶の輸出額の拡大（農林水産物・食品の輸出額：2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）
- 品質向上や高付加価値化等による販売額の増加（10%以上〔事業実施年度の翌々年度まで〕）
- 産地における生産資源（ハウス・園地等）の維持・継承 等

<事業の内容>

1. 新市場獲得対策

- ① 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の対策強化
新市場のロット・品質に対応できる拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工・物流拠点施設等の整備、拠点事業者と連携する産地が行う生産・出荷体制の整備等を支援します。
- ② 園芸作物等の先導的取組支援
園芸作物等について、需要の変化に対応した新品目・品種、省力樹形の導入や栽培方法の転換、技術導入の実証等の競争力を強化し産地を先導する取組を支援します。

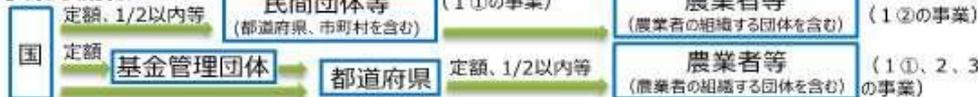
2. 収益性向上対策

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等を総合的に支援します。また、施設園芸産地において、燃油依存の経営から脱却し省エネ化を図るために必要なヒートポンプ等の導入等を支援します。

3. 生産基盤強化対策

- ① 生産基盤の強化・継承
農業用ハウスや果樹園・茶園等の生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修、継承ニーズのマッチング等を支援します。
- ② 全国的な土づくりの展開
全国的な土づくりの展開を図るため、堆肥や緑肥等を実証的に活用する取組を支援します。

<事業の流れ>



※共同利用施設の再編・合理化については、以下の事業で支援

- 新基本計画実装・農業構造転換支援事業
老朽化が進む地域農業を支える共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地に対して支援。

<事業イメージ>

農業の国際競争力の強化

輸出等の新市場の獲得

産地の収益性の向上

新たな生産・供給体制

- 拠点事業者の貯蔵・加工施設
- 供給調整・流通効率化に向けた施設・機械
- 果樹・茶の改種や省力樹形導入

収益力強化への計画的な取組

- 農業機械のリース導入・取得
- ヒートポンプ等のリース導入・取得
- 生産資材の導入
- 特別種の設定
- スマート農業推進枠
- 施設園芸エネルギー転換枠
- 持続的畑作物確立枠
- 土地利用型作物種子枠
- 推進枠の設定
- 中山間地域の体制整備

- 継承ハウス、園地の再整備・改修
- 生産基盤の強化
- 堆肥等を活用した土づくり

【お問い合わせ先】

- (1①、2の事業) 農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
- (1②、3①の事業) 園芸作物課 (03-6744-2113)
- (1②の事業) 果樹・茶グループ (03-6744-2117)
- (3②の事業) 農業環境対策課 (03-3593-6495)

経営所得安定対策

【令和7年度予算概算決定額（所要額）254,092（248,294）百万円】

<対策のポイント>
 諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する**畑作物の直接支払交付金**及び農業収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和する**米・畑作物の収入減少影響緩和交付金**を担い手（認定農業者、集落営農、認定新規就農者）に対して直接交付します（いずれも規模要件はありません。）。

<政策目標>
 米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定

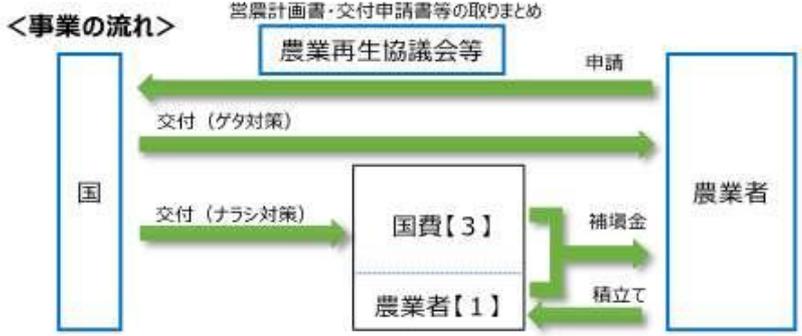
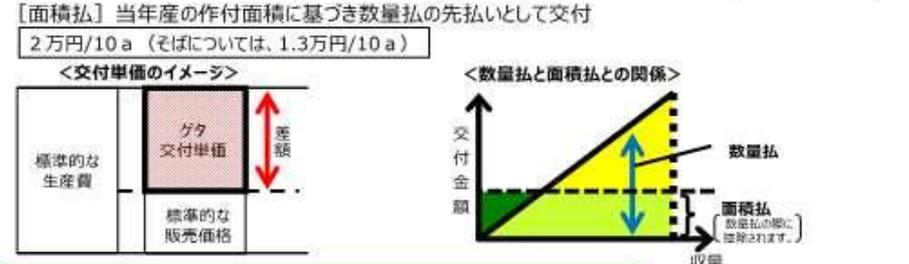
<事業の内容> **<事業イメージ>**

- 1. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）**
 （所要額）202,384（199,236）百万円
 諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付します。
- 2. 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）**
 （所要額）44,604（41,924）百万円
 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの令和6年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、対策加入者と国が1対3の割合で拠出した積立金から補填します。
- 3. 経営所得安定対策等推進事業等** 7,104（7,134）百万円
 農業再生協議会が行う水田収益力強化ビジョン等の作成・周知や経営所得安定対策等の運営に必要な経費を助成します。

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

[交付単価]（令和5年産～7年産まで適用）数量払の交付単価は品質区分に応じて設定

対象作物	平均交付単価		対象作物	平均交付単価	
	課税事業者向け	免税事業者向け		課税事業者向け	免税事業者向け
小麦	5,930円/60kg	6,340円/60kg	てん菜	5,070円/1t	5,290円/1t
二条大麦	5,810円/50kg	6,160円/50kg	でん粉原料用ばれいしょ	14,280円/1t	15,180円/1t
六条大麦	4,850円/50kg	5,150円/50kg	そば	16,720円/45kg	17,550円/45kg
はだか麦	8,630円/60kg	9,160円/60kg	なたね	7,710円/60kg	8,130円/60kg
大豆	9,430円/60kg	9,840円/60kg			



【お問い合わせ先】 農産局穀物課経営安定対策室（03-3502-5601）

水田活用の直接支払交付金等

【令和7年度予算概算決定額 287,000 (301,500) 百万円】

<対策のポイント>

食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化とともに、地域の特色をいかした魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた低コスト生産の取組、畑地化による高収益作物等の定着等を支援します。

<政策目標>

- 麦・大豆等の作付面積を拡大 (麦30.7万ha、大豆17万ha、飼料用米9.7万ha [令和12年度まで])
- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大 (飼料用米：70万t、米粉用米：13万t [令和12年度まで])
- 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化

<事業の内容>

1. 戦略作物助成

水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色をいかした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。

3. 都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額 (上限：0.5万円/10a) で国が追加的に支援します。

4. 畑地化促進助成

水田を畑地化し、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る取組等を支援します。

5. コメ新市場開拓等促進事業

11,000 (11,000) 百万円

産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組を行う農業者を支援します。*7

*7 予算の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

<事業の流れ>



<事業イメージ>

戦略作物助成

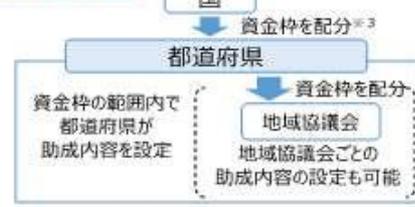
対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a ^{*1}
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円~10.5万円/10a ^{*2}

- *1：多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a
- *2：飼料用米の一般品種について、令和7年度については標準単価7.0万円/10a (5.5~8.5万円/10a)、令和8年度においては標準単価6.5万円/10a (5.5~7.5万円/10a) とする

<交付対象水田>

- ・ たん水設備 (畦畔等) や水路等を有しない農地は交付対象外。
- ・ 5年水張りルールについては、令和7年・8年の対応として、水稲を作付け可能な田について、運作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。

産地交付金



○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け (基幹作のみ)	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約 ^{*4} (3年以上の新規契約を対象に令和7年度に配分)	1万円/10a

- *3：作付転換の実績や計画等に基づき配分
- *4：コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

畑地化促進助成

(令和6年度補正予算と併せて実施)

- ① 畑地化支援^{*5}：10.5万円/10a
- ② 定着促進支援^{*5} (①とセット)：2万円 (3万円^{*6}) / 10a × 5年間
または10万円 (15万円^{*6}) / 10a (一括)
- ③ 産地づくり体制構築等支援
- ④ 子実用とうもろこし支援 (1万円/10a)

*5：対象作物は、畑作物 (麦、大豆、飼料作物 (牧草等)、子実用とうもろこし、そば等) 及び高収益作物 (野菜、果樹、花き等)

*6：加工・業務用野菜等の場合

【お問い合わせ先】農産局企画課 (03-3597-0191)

9-7 主な支援措置

畑作物の本作化対策等〈一部公共〉のうち 畑地化促進事業

【令和6年度補正予算額 45,000百万円】

<対策のポイント>

水田を畑地化して畑作物の本作化等に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援します。

<事業目標>

麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 畑地化支援

水田を畑地化[※]して、**ア. 高収益作物** 及び **イ. 畑作物（高収益作物以外）** の本作化に取り組む農業者を支援します。

（※ 交付対象水田から除外する取組をいう（地目の変更を求めているものではない）、以下同じ。）

2. 定着促進支援

ア 高収益作物

水田を畑地化して、高収益作物の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

イ 畑作物（高収益作物以外）

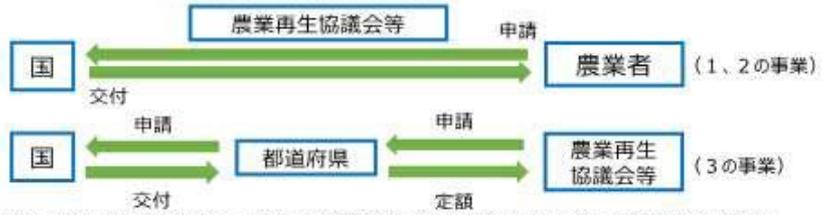
水田を畑地化して、高収益作物を除く畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

3. 産地づくり体制構築等支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間の調整に要する経費や土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

<事業の流れ>

営農計画書・交付申請書等の取りまとめ



留意事項：農業者単位等で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択。

<事業イメージ>

畑地化支援・定着促進支援

	1 畑地化支援 (令和7年度単価)	2 定着促進支援 (令和7年度単価)
ア. 高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	10.5万円/10a	・ 2.0 (3.0 [※]) 万円/10a × 5年間 または ・ 10.0 (15.0 [※]) 万円/10a (一括) <small>〔※ 加工・業務用野菜等の場合〕</small>
イ. 畑作物 (麦、大豆、飼料作物 (牧草等)、子実用とうもろこし、そば等)	10.5万円/10a	・ 2.0万円/10a × 5年間 または ・ 10.0万円/10a (一括)

産地づくり体制構築等支援

① 産地づくりに向けた体制構築支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せなど[※]）に要する経費を支援（定額（1協議会当たり上限300万円））

※：畑地化（交付対象水田からの除外）に際しては、借地の場合には、賃借人（耕作者）が土地所有者の理解を得ることが必要。地域再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。

② 土地改良区決済金等支援

令和7年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援（定額（上限25万円/10a））



【お問い合わせ先】 農産局企画課 (03-3597-0191)

農地耕作条件改善事業

【令和7年度予算概算決定額 19,843 (19,843) 百万円】

<対策のポイント>

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換、麦・大豆の増産、スマート農業の導入、水田貯留機能の向上に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせることで支援します。

<事業目標>

基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（約8割以上〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

地域の多様なニーズに応じて、以下の1～6を支援します（1～6は組み合わせることが可）。

- 1. 農地集積促進**
畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の担い手への集積に向けたきめ細かな耕作条件の改善を支援します。
- 2. 高収益作物転換**
高収益作物への転換に向けた基盤整備に加え、輪作体系の検討や栽培技術の研修会、高付加価値農業施設の設置等の高収益作物への転換に必要な取組を支援します。
- 3. スマート農業導入**
スマート農業の導入に向け、基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等を支援します。
- 4. 病害虫対策**
農地の土層改良や排水対策等の病害虫の発生予防・まん延防止に必要な基盤整備等を支援します。
- 5. 水田貯留機能向上**
水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な基盤整備等を支援します。
- 6. 土地利用調整**
多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備等を支援します。

※地域計画内における整備農地周辺の未整備農地を整備する場合、機構集積推進費の活用が可能
 ※高収益作物の転換割合に応じ、高収益作物導入促進費の活用が可能
 （事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象外の農地となる場合、高収益作物導入推進費の活用が可能）

※下線部は拡充内容

【実施区域】 農振農用地のうち地域計画の策定区域等
 【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数2者以上 等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

きめ細かな耕作条件改善への支援



高収益作物への転換に向けた支援



スマート農業導入への支援



「田んぼダム」の取組支援



病害虫対策への支援



【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)

畑作等促進整備事業

【令和7年度予算概算決定額 2,200 (2,200) 百万円】

<対策のポイント>

麦・大豆や野菜等の生産拡大を図るため、畑作物・園芸作物を作付けする地域において、畑地かんがい施設の整備や農地の排水改良等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援します。

<事業目標>

基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合（約8割以上〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. ハード事業

畑作物・園芸作物の生産性向上のための畑地かんがい施設の整備や区画整理、農道整備、水稻から畑作物・園芸作物への作付転換に必要な排水改良やパイプライン化等の基盤整備を支援します。

2. ソフト事業

実証ほ場の設置・運営、農業機械・施設のリース、果樹・茶に係る新植・改植支援、作付転換支援等の営農の転換等に向けた取組を基盤整備と一体的に支援します。

<事業イメージ>

畑地帯のきめ細かな基盤整備への支援



畑地かんがい施設の整備



農道整備による輸送効率の向上



畑の排水改良

水田地域の作付転換への支援



暗渠排水の整備



野菜・果樹への転換



【実施区域】 農振農用地（畑作物・園芸作物が作付けされる農地）等

【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数2者以上、

工事期間原則5年以内 等

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)

収入保険制度の実施

【令和7年度予算概算決定額 39,924 (34,801) 百万円】

<対策のポイント>
 品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する収入保険制度を実施します。

<事業目標>

- 農業保険（農業共済・収入保険）の加入率の向上
- 保険金及び特約補填金の支払を1ヶ月以内に実施した割合（目標：100%）

<事業の内容> **<事業イメージ>**

1. 農業経営収入保険料・特約補填金の国庫負担 36,887 (31,879) 百万円

① **農業経営収入保険料国庫負担金**
 保険方式について、農業者が支払うべき保険料の1/2を国が負担します。

② **農業経営収入保険特約補填金造成費交付金**
 積立方式について、農業者が積み立てる積立金の3倍に相当する金額を国が負担します。

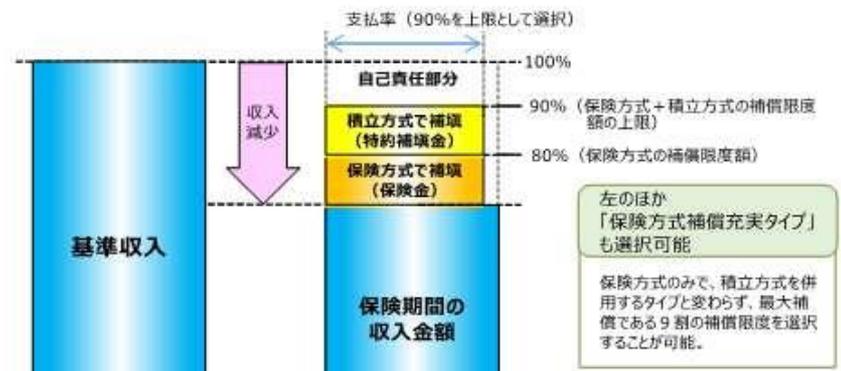
2. 農業経営収入保険に係る事務費及び加入支援 3,036 (2,921) 百万円

① **農業経営収入保険事業事務費負担金**
 収入保険制度の実施主体である全国農業共済組合連合会（全国連合会）に対し、収入保険制度に関する事務の執行に必要な経費（人件費、旅費、システム運営費、業務委託費等）の1/2以内を国が負担します。

② **収入保険加入支援事業**
 全国連合会の業務委託先のほか、JA、農業会議、法人協会などの関係機関が普及体制（都道府県協議会）を構築して取り組む、収入保険の普及活動を支援します。

【収入保険制度の仕組みの概要】
 収入保険制度は、品目の枠にとられず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する仕組みです。
 具体的には、

- ① 青色申告を行っている農業者（個人・法人）を対象に、
- ② 保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）について、「掛捨ての保険方式（保険金）」と「掛捨てとしない積立方式（特約補填金）」の組合せで補填します。



過去5年間の平均収入（5中5）を基本
 規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定
 (注) 5年以上の青色申告実績がある者の場合

【お問い合わせ先】 経営局保険課 (03-6744-7148)

農業共済事業の実施

【令和7年度予算概算決定額（所要額）80,087（81,363）百万円】

<対策のポイント>

農業者が台風や冷害などの自然災害等によって受ける損失を補填する農業共済事業を実施します。

<事業目標>

- 農業保険（農業共済・収入保険）の加入率の向上
- 共済金の支払に係る事務を標準処理期間内（30日）に処理した割合（目標：100%）

<事業の内容>

1. 共済掛金国庫負担金 (所要額) 46,059 (47,410) 百万円

農業者が支払うべき共済掛金の約1/2を国が負担します。

2. 農業共済事業事務費負担金 33,578 (33,502) 百万円

農業共済事業の実務を担う農業共済団体に対し、事業運営に係る基幹的経費（人件費、旅費等）を国が負担します。

3. 家畜共済損害防止事業交付金 450 (450) 百万円

農業共済組合連合会及び特定組合に対し、農林水産大臣が指定した疾病について計画的かつ組織的な検査指導、組合員研修等の損害防止事業の実施に要する経費の一部を交付します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

制度の仕組み

被災した農業者の損失を保険の仕組みにより補填しており、農業者があらかじめ掛金を出し合って共同準備財産を造成し、被害が発生した場合にはその共同準備財産から共済金を支払います。

共済事業の種類と対象品目等

共済事業	対象品目等
農作物共済	水稻、陸稲、麦
家畜共済	牛、馬、豚
果樹共済	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パイナップル
畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭
園芸施設共済	園芸施設（附帯施設、施設内農作物を含む）

対象事故

【農作物共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済】
風水害、干害、冷害、雪害等の自然災害、火災、病虫害、鳥獣害 等
【家畜共済】
家畜の死亡、廃用、疾病、傷害

損害防止

農業共済団体が被害低減のための損害防止事業を実施
家畜共済の対象疾病：呼吸器疾患、周産期疾患、新生子疾患、乳房炎 等

【お問い合わせ先】 (1の事業) 経営局保険課 (03-6744-2175)
(2、3の事業) 保険監理官 (03-3502-7380)

参考1 麦の種類・用途

- 我が国では、小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦の4麦を生産している。
- 食用麦については、小麦、大麦で8～9割、はだか麦で約4割を輸入に依存している。

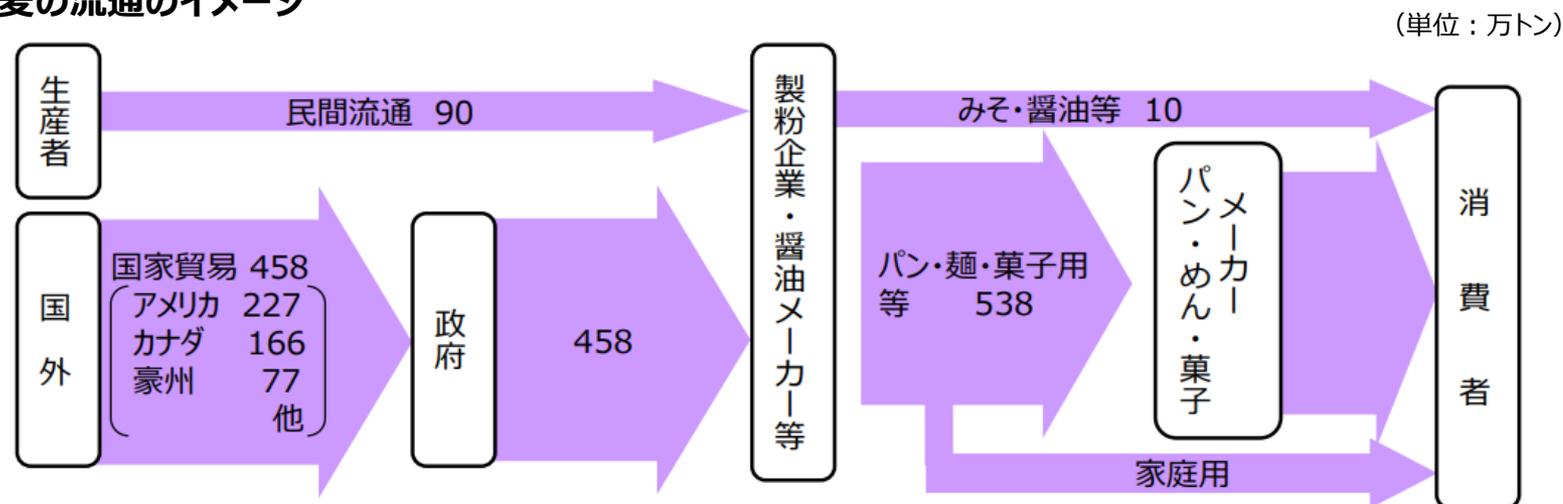
麦種	用途	国内生産量 (R6年産)	輸入量 (R5年度)
<p>小麦</p> <ul style="list-style-type: none"> 小麦には、グルテニンとグリアジンと呼ばれるたんぱく質が含まれており、これらが水を含むことでグルテンが形成される。このグルテンは、粘り・弾力があるためパンや麺に適している。 用途により求められるたんぱく含有量が異なる。  <p>小麦は小穂が交互になる</p>	<p>うどん パン 中華麺 菓子</p>	<p>102.9万トン 北海道(69%) 福岡県(5%) 佐賀県(4%)</p>	<p>427.3万トン</p>
<p>大麦</p> <p>二条大麦 6列のうちの2列に実がなる。 大粒大麦とも呼ばれる。</p>  <p>【上から穂を見た図】 2列だけ実がなる</p> <p>六条大麦 6列(条)のすべてに実がなる。 小粒大麦とも呼ばれる。</p>  <p>【上から穂を見た図】 6列すべてに実がなる</p> <p>実がならない</p>	<p>ビール 焼酎</p>	<p>11.9万トン 栃木県(26%) 佐賀県(24%) 福岡県(15%)</p>	<p>10.7万トン ※ビール用の麦芽輸入量は含まない</p>
<p>はだか麦</p> <ul style="list-style-type: none"> 二条大麦、六条大麦と外見はほぼ同じ。 グルテンを含まない。  <p>現在生産されているはだか麦は六条の品種が多い。</p>	<p>麦みそ</p>	<p>1.2万トン 愛媛県(33%) 大分県(15%) 香川県(13%)</p>	<p>3.8万トン</p>

注1：国内生産量は作物統計(令和6年産)
注2：輸入量は食糧用麦政府輸入量(決算ベース)

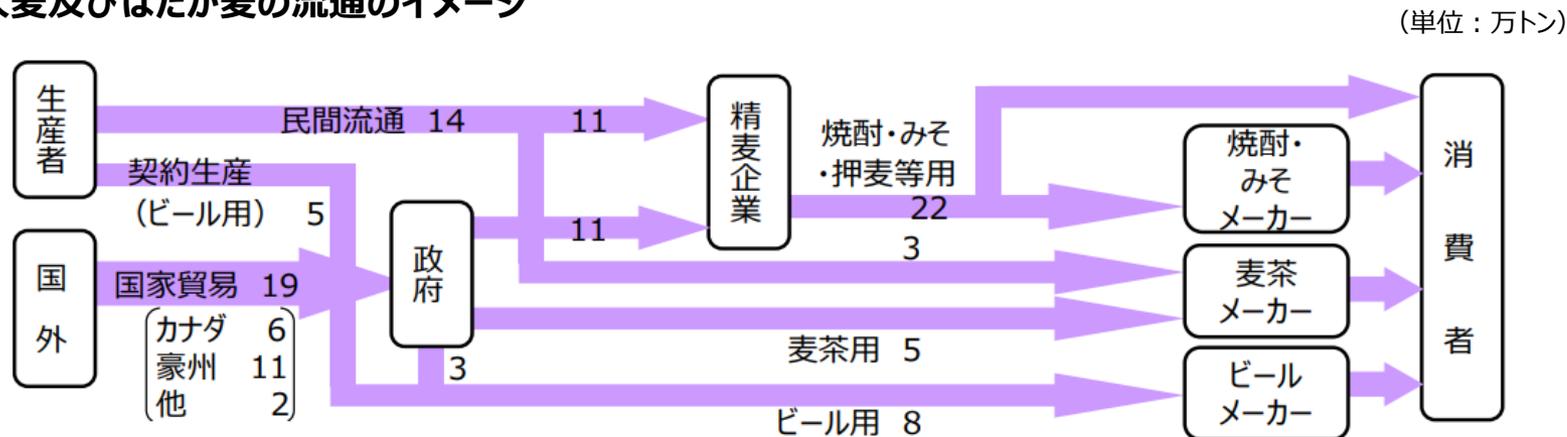
参考2 麦の流通の概要

- 国内需要量の約2割を占める国産小麦は、民間流通により取引されており、残り約8割を占める外国産小麦については、国家貿易により一元的に輸入されている。主に製粉企業が製粉して小麦粉にし、その小麦粉を原料として二次加工メーカーがパン・麺・菓子等を製造している。
- 大麦・はだか麦については、精麦して焼酎、みそ等の発酵用、押麦(麦飯)用等として流通している。

○ 食用小麦の流通のイメージ



○ 食用大麦及びはだか麦の流通のイメージ



注：流通量は、過去5年(R元～R5年度)の平均数量である。

参考3 食料・農業・農村基本計画における麦のKPI

- 令和7年に食料・農業・農村基本計画を策定し、令和12年度を目標年度に、食料自給率や生産コストの低減等に係る目標を設定。
- 小麦については109万トン(令和5年度実績)から137万トンに、大麦・はだか麦は23万トン(令和5年度実績)から26万トンに生産量を拡大する等、目標達成に係るKPIを設定している。

令和12年度における麦のKPI

品目	KPI	基準年 (R5)	→	目標年 (R12)	克服すべき課題と構ずべき施策	
小麦	作付面積 (万ha)	23	→	26	〈生産〉 ○ 安定的な数量・品質での供給を確保 ○ 地域計画に基づく農地の集積・集約化による規模拡大 ○ 大区画化や汎用化・畑地化等の基盤整備、スマート農業技術等を活用した省力的な栽培体系による適期作業の推進、多収品種の開発・導入等による、生産性の向上 ○ 実需のニーズを踏まえた品種転換 ○ 北海道においては、畑地における輪作体系の中で、特に耐病性品種等を開発・導入 ○ 都府県においては、特に農地の集約化やブロックローテーションの導入、畑地化等による生産性の向上、大規模化に向けた受託組織等の育成 ○ 実需者が求める品質水準が満たされるよう、病害虫抵抗性を備え、高品質で安定生産が見込める多収品種の開発や、降雨量の増加や短時間豪雨の頻発等に対応する排水対策等の営農技術の導入を推進 〈流通〉 ○ 国産麦の安定供給に向け、ストックセンターの整備や調整保管に対し、引き続き一定の支援を行う等、生産の拡大に伴う課題に対応した、物流機能の確保を図る	
	単収 (kg/10a)	田	397	→		489
		畑	569	→		605
		全国	472	→		537
	生産量 (万t)	109	→	137		
	国産切替量 (万t)	0	→	27.5		
	保管数量 (万t)	2.9	→	9.0		
	生産費 (円/60kg)	田	10,400	→		9,300
畑		7,700	→	6,200		
大麦・はだか麦	作付面積 (万ha)	6.4	→	6.8	〈消費〉 ○ 国産麦の機能性を活かした新商品の開発やPR などへの支援を通じ、新たな用途への活用等による付加価値やブランド価値の醸成を図り、国産への切替えや更なる利用拡大を促進	
	単収 (kg/10a)	363	→	382		
	生産量 (万t)	23	→	26		